

議案第 3 号

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中

基本額	年額 154,000円
加給額	年額 2校以上を兼務している場合 1校加えるごとに63,000円を 加えた額

を

「年額 154,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。